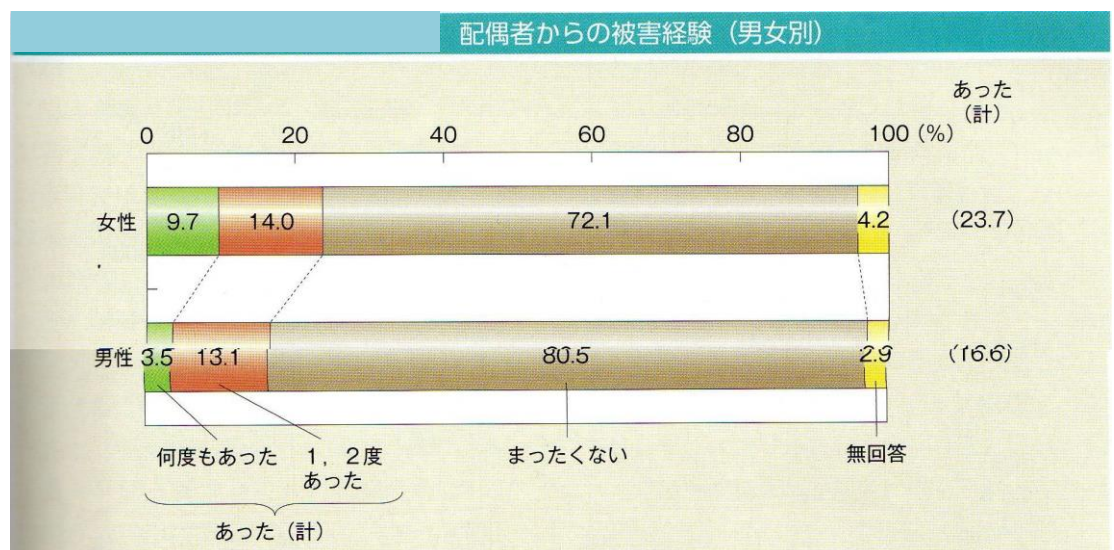


## 男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

Q25 11月12日～11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間のことを教えてください。

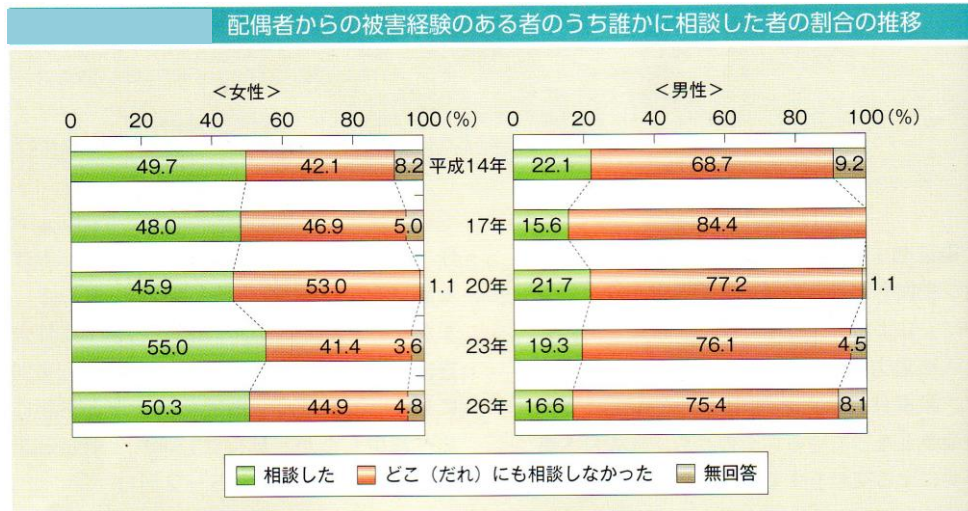
A25 毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年）によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力又は性的暴力や子どもを巻き添えにした暴力のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」とする者の割合は、女性9.7%、男性の3.5%、「1，2度あった」とする者の割合は女性14.0%、男性13.1%となっており、1度でも受けたことがある者の割合は女性23.7%、男性16.6%となっています。（図1）

図1



(図2) 配偶者から被害経験のある者のうち誰かに相談した者の割合について、平成14年以降の推移を見ると、女性は5割前後、男性は2割前後で推移しており、26年は女性50.3%、男性16.6%となっています。

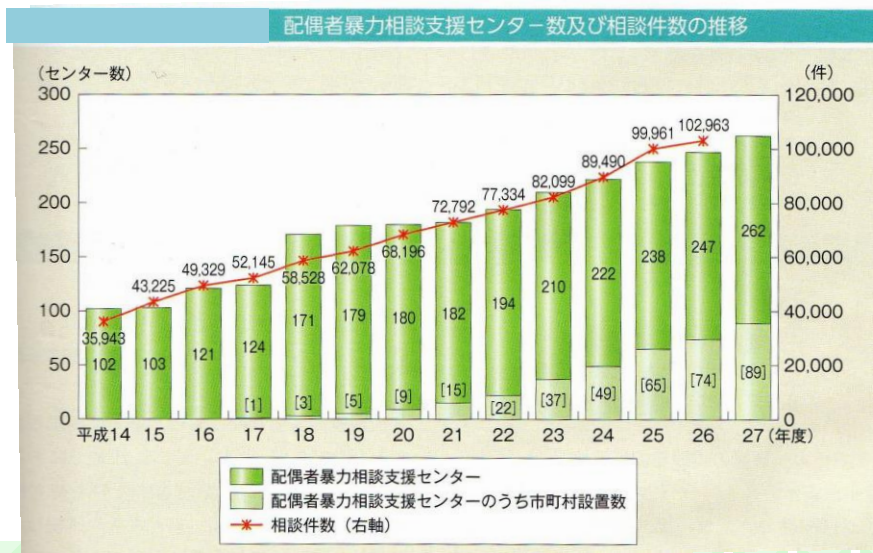
図2



(図3) 配偶者暴力防止法では、都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置は義務(市町村は努力義務)であり、同センター数は年々増加している。平成28年3月現在、全国262か所(うち市町村が設置する施設は89か所)が同センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

また、平成26年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万2,963件で、年々増加している。

図3

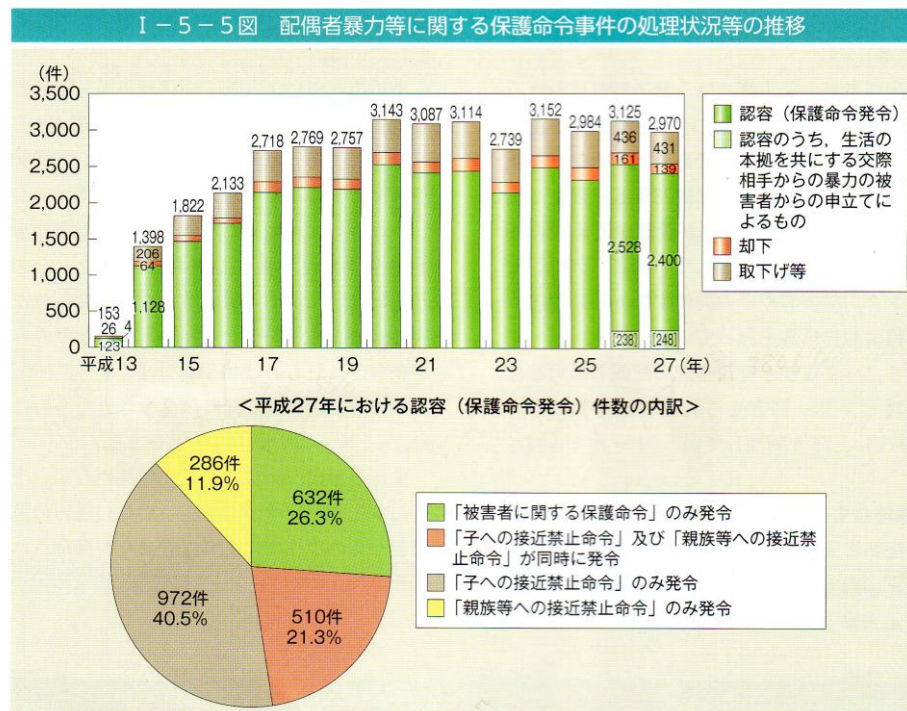


(図4) 配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令又は退去命令を発する保護の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

最高裁判所によると、法施行後から平成27年12月末までに終局した保護命令事件は3万8,064件であり、20年以降はおおむね年間3,000件前後で推移している。

平成27年に終局した事件のうち、保護命令が発令された件数は、2,400件であった。そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたものは26.3%、「子」への接近禁止命令のみが発令されたものは40.5%、「子」と「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたものは21.3%となっている。また、平成27年に終局した事件のうち、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者からの申立てより保護命令が発令された件数は、248件となっている。

図4



出所 平成28年版

男女共同参画白書 内閣府